

職能別資格検定試験詳細規定

2023年4月1日改定
公益社団法人日本山岳ガイド協会
試験・研修委員会

フリークライミング・インストラクター資格

インドアクライミング・インストラクター

●職能範囲

国内の民間や公営の人工壁においてボルダリングとシングルピッチのスポーツルートでインストラクター、コーチ、講師としての指導行為を有償で行うことができる。

●受験資格

- ・満 18 歳以上で健康で体力があり、本会の定めるクライミング経験・技術水準を満たしクライミング経験年数 3 年以上の者。
- ・本会正会員の場合は、資格認定証の有効期限内であること。
- ・技術水準：
人工壁で下記の経験を有する。
* 5.12c 以上のレッドポイント 10 本以上、5.12a 以上のオンサイト 10 本以上。

●受験の流れ

①書類審査

↓ * 書類審査合格者は実技適性試験を受験できる。

②実技適性試験（2日）

↓ * 上記科目の合格者は筆記試験を受験できる。

③筆記試験（1日）

↓ * 上記科目の合格者はレスキュー技術義務講習を受講できる。

④レスキュー技術義務講習（2日）

↓ * 上記科目の修了者は人工壁講習・検定を受験できる。

⑤人工壁講習・検定試験（2日）

* 筆記試験合格者は危急時対応技術講習会を受講できる。

→ 危急時対応技術講習会（2日）

●書類審査申請時提出書類

①書類審査申請書＋顔写真 2 枚

②住民票

③クライミング歴報告書（インストラクター歴、コンペ歴がある場合にはその報告書）

④健康診断書（書類審査日前より 3 ヶ月以内に受診したもの）

⑤山岳遭難保険もしくは傷害保険加入証書の写し（*クライミングに対応する保険）

●一次試験料（書類審査料、実技適性試験料、筆記試験料）

書類審査料：5,000 円、実技適性試験料：40,000 円（2 日）、筆記試験料：20,000 円（1 日）

●実技適性試験申請時提出書類

①実技適性試験誓約書

②最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分

●実技適性試験（人工壁2日）

5.12b～c程度でのオンサイトと5.13a程度でのワークトを行い、クライミング能力とビレイの実技試験を行う。

また指導者としての適性能力の試験を行う。

ボルダリング、トップロープクライミング、リードクライミング、ビレイ、ロープワーク等クライミングに対する理解度と安全管理に関する認識。用具の知識。ルールとマナー等。

●筆記試験と小論文（テスト2科目、小論文）

実技適性試験合格者で筆記試験料納入済みの者へ受験票を送付。

試験科目	出題内容
基礎的知識と業務関連	①インストラクター概念、リスク・マネジメント、コミュニケーション技術 ②フリークライミング概論と倫理
専門知識と安全管理	①クライミング技術について ②クライミングギアの知識 ③安全管理とマナー ④ファーストエイドに関する知識 ⑤スポーツ科学（トレーニング理論、故障とケア、栄養学）に関する知識
小論文	インストラクターの役割や責務、およびインストラクターの資質について問う

●各実技講習・検定試験（二次試験）申請時提出書類

①実技講習・検定試験申込書

②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書

③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分

●レスキュー技術義務講習

講習科目	講習場所	日数	費用	備考
初動対応、基本技術、引き上げ降ろし、搬送、リスクマネジメントなど	日本国内	2日	¥50,000	講義を重点に実施

※過去にこの講習を修了したものでも、受験中の希望者は再度この講習会を受講することができる。

●人工壁講習・検定の内容および費用

講習・検定内容	講習・検定場所	日数	費用	備考
ボルダリング、トップロープ、リードクライミングの指導、ルートセット、課題設定、ビレイの指導方法。人工壁での安全管理、レスキュー技術など	日本国内	2日	¥50,000	

● 危急時対応技術講習会

講習項目	講習地	日数	講習料	備考
危急時対応技術講習会 2日間	日本国内	2日	¥30,000	

※危急時対応技術講習会の受講資格は、「レスキュー技術義務講習」の受験後とする（合否は問わない）。

危急時対応技術講習会は、インストラクターの安全管理にとって重要な科目であり受講義務になっている。本科目を受講しない場合には認定通知書が発行されないので、予め講習会受講日程をよく把握しておくこと。）。

※他資格を所持していて、既に危急時対応技術講習会、もしくはファーストエイド講習会を受講している場合はこれを免除する。

● 有効年数

書類審査合格後から5年以内に資格を取得する必要がある。

● インストラクター資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続きが完了したものは正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバッジを付与する。

本会に入会しなければインストラクター業務を行うことは出来ない。

● 資格更新について

- ・資格は3年間の資格有効期限内に4ポイント以上の資格更新研修を修了することで更新される。
- ・本会会員が既に取得している他の資格は、新たに取得した資格の有効期限と同一の有効期限が付与される

【更新の流れ】

①更新研修申請書＋研修費納入→②更新研修履修→③研修レポート提出→④更新研修修了証発行→⑤4ポイント履修終了→⑥全てのガイド資格証の更新

● 検定員・講師の配置

- ・実技適性試験は受験者3名以内に対して1名の検定員を配置する。
- ・講習・検定試験は受験者3名以内に対して1名の検定員を配置する。
- ・ただし、受験者1名の場合は2名の検定員を配置する。
- ・安全管理、評価の公平性を高めるために検定員または必要な人材を増員することができる。
- ・危急時対応技術講習会は別途定める。

● 怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

● 結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。

スポーツクライミング・インストラクター

●職能範囲

国内において人工壁、及びフリークライミングの岩場として認識されているエリア（注 1）でボルダリングとシングルピッチのスポーツルート（注 2）をインストラクター、コーチ、講師として有償で指導行為を行うことができる。

*注 1) ・アプローチが 2 時間以内の岩場で一般ガイドブックやクライミング雑誌、山岳雑誌などに掲載された岩場。また未公開の岩場であっても地権者や管理者などの了承を得て使用されている岩場でインストラクションなどの行為が認められている岩場。

・危急時に救助要請や自力の救助、搬出などの事故対応が可能なエリアであること。

・北、南、中央アルプスやそれに準じた山岳地域の壁は不可。

・シークレットエリアなどで地権者やローカルクライマーの意向に反するところは不可。

*注 2) ほぼすべてのプロテクションがボルトで構成されているが、1～2個のカムディバイスを安全管理のために補助的に使うルートに関してはスポーツルートとみなす。なお、トラッドルートはトップロープのみの指導に限る。但し、旧シングルピッチ資格からスポーツクライミング・インストラクター資格へ呼称変更により自動移行した者は旧シングルピッチ資格での職能範囲を認める。（トラッドのリード指導可）

●受験資格

・満 18 歳以上で健康で体力があり、本会の定めるクライミング経験・技術水準を満たしクライミング経験年数 3 年以上の者。

・本会正会員の場合は、資格認定証の有効期限内であること。

・技術水準：

人工壁：下記の経験を有する。

* 5.12c 以上のレッドポイント 10 本以上、5.12a 以上のオンサイト 10 本以上。

岩場：スポーツルートで下記の経験を有する。

* 5.12c 以上のレッドポイント 10 本以上、5.12a 以上のオンサイト 10 本以上。

トラッドルートで下記の経験を有する

* 5.10a の完登 5 本以上。

●現在受験中の者の他資格への受験変更について

スポーツクライミング・インストラクター資格を受験申請し、インドアクライミング・インストラクター資格に受験資格を変更希望する者は、所定の申請書により移行を認める。この場合、既に「実技適性試験」「筆記試験」に合格、「人工壁」講習・検定に合格、「レスキュー技術」「危急時対応技術」義務講習が修了している者は、所定の申請書を提出する事によりインドアクライミング・インストラクター資格に認定される。

インドアクライミング・インストラクター資格に認定されることによってスポーツクライミング・インストラクター資格の受験は完了となる。改めてスポーツクライミング・インストラクター資格の取得を希望する場合は、次ページの「●他の資格取得者および免除規定」に従って再度受験の申請を行う必要がある。※フローチャート（資格の移行）を参照

●受験の流れ

①書類審査

↓ * 書類審査合格者は実技適性試験を受験できる。

②実技適性試験（2日）

↓ * 上記科目の合格者は筆記試験を受験できる。

③筆記試験（1日）

↓ * 上記科目の合格者はレスキュー技術義務講習を受講できる。

④レスキュー技術義務講習（2日）

↓ * 上記科目の修了者は人工壁講習・検定を受験できる。

- ⑤人工壁講習・検定試験（2日）
↓*上記科目の合格者はクライミング技術と安全管理を受験できる。
- ⑥クライミング技術と安全管理：講習・検定試験（3日）
↓*上記科目の合格者はセルフレスキュー技術を受験できる
- ⑦セルフレスキュー技術：講習・検定試験（3日）

*筆記試験合格者は危急時対応技術講習会を受講できる。
→危急時対応技術講習会（2日）

●他の資格取得者および免除規定

所定の資格移行申請書により移行・変更のための受験を可能とする。その場合の免除規定は以下の通りとする。

【追加資格取得】

取得済みの当協会資格	申請条件	免除科目
山岳ガイドステージⅠ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員で上記にある受験資格を満たす者 ・書類審査の申込み ※書類審査申請時提出書類一式が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・レスキュー技術義務講習 ※希望者は受講できません ・セルフレスキュー技術講習・検定 ・危急時対応技術講習会

【資格移行】

取得済みの当協会資格	申請条件	免除科目
インドアクライミング インストラクター	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員で上記にある受験資格を満たす者 ・移行申請書提出 ・書類審査の申込み ※書類審査申請時提出書類一式が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・実技適性試験 ・筆記試験 ・レスキュー技術義務講習 ※希望者は受講できません ・人工壁講習・検定 ・危急時対応技術講習会

●書類審査申請時提出書類（新規申し込み・追加資格取得）

*資格移行申請の方は以下①③⑤の書類と、受験資格移行申請書の提出が必要です。

- ①書類審査申請書＋顔写真2枚
- ②住民票
- ③クライミング歴報告書（インストラクター歴、コンペ歴がある場合にはその報告書）
- ④健康診断書（書類審査日前より3ヶ月以内に受診したもの）
- ⑤山岳遭難保険もしくは傷害保険加入証書の写し（*クライミングに対応する保険）

●一次試験料（書類審査、実技適性試験料、筆記試験料）

書類審査料：5,000円、実技適性試験料：40,000円（2日）、
筆記試験料：20,000円（1日）

●実技適性試験申請時提出書類

- ①実技適性試験誓約書
- ②最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分

●実技適性試験（人工壁 2 日）

5.12 b～c 程度でのオンサイトと 5.13a 程度でのワークトを行い、クライミング能力とビレイの実技試験を行う。

また指導者としての適性能力の試験を行う。

ボルダリング、トップロープクライミング、リードクライミング、ビレイ、ロープワーク等クライミングに対する理解度と安全管理に関する認識。用具の知識。ルールとマナー等。

●筆記試験と小論文（テスト 2 科目、小論文）

実技適性試験合格者で筆記試験料納入済みの者へ受験票を送付。

試験科目	出題内容
基礎的知識と業務関連	①インストラクター概念、リスク・マネジメント、コミュニケーション技術 ②フリークライミング概論と倫理
専門知識と安全管理	①クライミング技術について ②クライミングギアの知識 ③安全管理とマナー ④ファーストエイドに関する知識 ⑤スポーツ科学（トレーニング理論、故障とケア、栄養学）に関する知識
論文	インストラクターの役割や責務、およびインストラクターの資質について問う

●各実技講習・検定試験（二次試験）申請時提出書類

- ①実技講習・検定試験申込書
- ②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分

●レスキュー技術義務講習

講習科目	講習場所	日数	費用	備考
初動対応、基本技術、引き上げ降ろし、搬送、リスクマネジメントなど	日本国内	2 日	¥50,000	講義を重点に実施

※過去にこの講習を修了したものでも、受験中の希望者は再度この講習会を受講することができます。

●講習・検定試験および費用

講習・検定科目	講習場所	日数	費用	備考
人工壁	日本国内	2 日	¥50,000	
= 上記科目の合格者はクライミング技術と安全管理を受験できる =				
クライミング技術と安全管理	日本国内	3 日	¥60,000	
= 上記科目の合格者はセルフレスキュー技術を受験できる =				
セルフレスキュー技術	日本国内	3 日	¥60,000	
延べ日数		8 日	¥170,000	

●講習・検定試験内容

講習・検定科目	講習・検定内容
人工壁	ボルダリング、トップロープ、リードクライミングの指導、ルートセット、課題設定、ビレイの指導方法、人工壁での安全管理、レスキュー技術など
クライミング技術と安全管理および指導法	①事前説明 諸注意（顧客の安全管理、天候等の自然環境、岩場までのアプローチ、岩場の状況）・ルートマナー ②クライミング技術 スポーツ 5.11a～5.12a 程度 トラッド 5.10a～d 程度 ③支点の構築技術（ビレイステーションとカム類等） ④確保技術（リードとトップロープ） ⑤懸垂下降と仮固定 ⑥用具の説明 ⑦指導法 ⑧安全管理（危機管理、顧客のケア）
セルフレスキュー技術	①事故発生時の対応 ②基本技術 ③搬送技術 ④引き上げ技術（2:1、3:1） ⑤降ろし技術 ⑥自己脱出技術 ⑦確保技術（ローダーダウン等）
机上講義：本会の組織と資格制度について、職業倫理規範と安全管理責任、リスク・マネジメント、確保理論、過去の事故検証等（各項目約1時間、クライミング技術と安全管理およびレスキュー講習時に行う）	

●危急時対応技術講習会

講習項目	講習地	日数	講習料	備考
危急時対応技術講習会 2日間	日本国内	2日	¥30,000	

※危急時対応技術講習会の受講資格は、「レスキュー技術義務講習」の受験後とする（可否は問わない）。

危急時対応技術講習会は、インストラクターの安全管理にとって重要な科目であり受講義務になっている。本科目を受験しない場合には認定通知書が発行されないの、予め講習会受講日程をよく把握しておくこと。

※他資格を所持していて、既に危急時対応技術講習会、もしくはファーストエイド講習会を受講している場合はこれを免除する。

●有効年数

書類審査合格後から5年以内に資格を取得する必要がある。

●インストラクター資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続きが完了したのものには正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバッジを付与する。

本会に入会しなければインストラクター業務を行うことは出来ない。

●資格更新について

- ・資格は3年間の資格有効期限内に4ポイント以上の資格更新研修を修了することで更新される。
- ・本会会員が既に取得している他の資格は、新たに取得した資格の有効期限と同一の有効期限が付与される

【更新の流れ】

- ①更新研修申請書＋研修費納入→②更新研修履修→③研修レポート提出→④更新研修修了証発行→⑤4ポイント履修終了→⑥全てのガイド資格証の更新

●検定員・講師の配置

- ・実技適性試験は受験者3名以内に対して1名の検定員を配置する。
- ・講習・検定試験は受験者3名以内に対して1名の検定員を配置する。
- ・ただし、受験者1名の場合は2名の検定員を配置する。
- ・安全管理、評価の公平性を高めるために検定員または必要な人材を増員することができる。
- ・危急時対応技術講習会は別途定める。

- 怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

- 結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。

フリークライミング・インストラクター

●職能範囲

国内において人工壁、及びフリークライミングの岩場として認識されているエリア（注 1）でボルダリング、シングルピッチ、マルチピッチのルート、スポーツルート、トラッドルートを問わずインストラクター、コーチ、講師として有償で指導行為を行うことができる。

*注 1) ・アプローチが 2 時間以内の岩場で一般ガイドブックやクライミング雑誌、山岳雑誌などに掲載された岩場。また未公開の岩場であっても地権者や管理者などの了承を得て使用されている岩場でインストラクションなどの行為が認められている岩場。

- ・ 危急時に救助要請や自力の救助、搬出などの事故対応が可能なエリアであること。
- ・ 北、南、中央アルプスやそれに準じた山岳地域の壁は不可。
- ・ シークレットエリアなどで地権者やローカルクライマーの意向に反するところは不可。

●受験資格

- ・ 満 18 歳以上で健康で体力があり、本会の定めるクライミング経験・技術水準を満たしクライミング経験年数 5 年以上の者。
- ・ 本会正会員の場合は、資格認定証の有効期限内であること。

・ 技術水準：

人工壁：下記の経験を有する。

* 5. 12c 以上のレッドポイント 10 本以上、5. 12a 以上のオンサイト 10 本以上。

岩場：スポーツルートで下記の経験を有する。

* 5. 12c 以上のレッドポイント 10 本以上、5. 12a 以上のオンサイト 10 本以上。

トラッドルート

* 5. 11c 以上のマスタースタイルによる完登 10 本以上。

マルチピッチ

5 ピッチ以上のマルチピッチルート（*注 1）を 10 本以上完登していること（*注 2）。

*注 1) 5. 10a 以上を 3 ピッチ以上含み、5. 10a 以上を含む全体の 5 割以上のピッチをリードしていること。（ソロは除く）

*注 2) 完登している 10 本のうち 5 本以上はトラッド主体のルートであること。

●現在受験中の者の受験について

フリークライミング・インストラクター資格を受験申請し、スポーツクライミング・インストラクター資格に受験資格を変更希望する者は、所定の申請書により移行を認める。この場合、既に「実技適性試験」「筆記試験」に合格、「人工壁」「クライミング技術と安全管理」「セルフレスキュー技術」講習・検定に合格、「レスキュー技術」「危急時対応技術」義務講習が修了している者は、所定の申請書を提出する事によりスポーツクライミング・インストラクター資格に認定される。

スポーツクライミング・インストラクター資格に認定されることによってフリークライミング・インストラクター資格の受験は完了となる。改めてフリークライミング・インストラクター資格の取得を希望する場合は、次ページの「●他の資格取得者および免除規定」に従って再度受験の申請を行う必要がある。※フローチャート（資格の移行）を参照

フリークライミング・インストラクター資格からインドアクライミング・インストラクター資格への変更は出来ない。

●受験の流れ

①書類審査

↓*書類審査合格者は実技適性試験を受験できる。

②実技適性試験（2日）

↓*上記科目の合格者は筆記試験を受験できる。

③筆記試験（1日）

↓*上記科目の合格者はレスキュー技術義務講習を受講できる。

④レスキュー技術義務講習（2日）

↓*上記科目の修了者は人工壁講習・検定を受験できる。

⑤人工壁講習・検定試験（2日）

↓*上記科目の合格者はクライミング技術と安全管理を受験できる。

⑥クライミング技術と安全管理：講習・検定試験（3日）

↓上記科目の合格者はセルフレスキュー技術を受験できる

⑦セルフレスキュー技術：講習・検定試験（3日）

↓*上記科目の合格者はマルチピッチとワークレスキュー技術を受験できる

⑧マルチピッチクライミングとワークレスキュー技術：講習・検定試験（3日）

*筆記試験合格者は危急時対応技術講習会を受講できる。

→危急時対応技術講習会（2日）

●他の資格取得者および免除規定

所定の資格移行申請書により移行のための受験を可能とする。その場合の免除規定は以下の通りとする。

【追加資格取得】

取得済みの当協会資格	申請条件	免除科目
山岳ガイドステージⅠ・Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員で上記にある受験資格を満たす者 ・書類審査の申込み ※書類審査申請時提出書類一式が必要です 	<ul style="list-style-type: none"> ・レスキュー技術義務講習 *希望者は受講できます ・セルフレスキュー技術講習・検定 ・危急時対応技術講習会

【資格移行】

取得済みの当協会資格	申請条件	免除科目
インドアクライミング インストラクター	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員で上記にある受験資格を満たす者 ・書類審査の申込み *書類審査申請時提出書類一式が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実技適性試験 ・筆記試験 ・レスキュー技術義務講習 *希望者は受講できます。 ・人工壁講習・検定 ・危急時対応技術講習会
スポーツクライミング インストラクター		<ul style="list-style-type: none"> ・実技適性試験 ・筆記試験 ・レスキュー技術義務講習 *希望者は受講できます。 ・人工壁講習・検定 ・セルフレスキュー技術講習・検定 ・クライミング技術と安全管理 ・危急時対応技術講習会

●書類審査申請時提出書類（新規申し込み・追加資格取得）

* 資格移行申請の方は以下①③⑤の書類と、受験資格移行申請書の提出が必要です。

- ①書類審査申請書＋顔写真2枚
- ②住民票
- ③クライミング歴報告書（インストラクター歴、コンペ歴がある場合にはその報告書）
- ④健康診断書（書類審査日前より3ヶ月以内に受診したもの）
- ⑤山岳遭難保険もしくは傷害保険加入証書の写し（*クライミングに対応する保険）

●一次試験料（書類審査料、実技適性試験料、筆記試験料）

書類審査料：5,000円、実技適性試験料：40,000円（2日）、筆記試験料：20,000円（1日）

●実技適性試験申請時提出書類

- ①実技適性試験誓約書
- ②最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分

●実技適性試験（人工壁 2日）

5.12b～c程度でのオンサイトと5.13a程度でのワークトを行い、クライミング能力とビレイの実技試験を行う。

また指導者としての適性能力の試験を行う。

ボルダリング、トップロープクライミング、リードクライミング、ビレイ、ロープワーク等クライミングに対する理解度と安全管理に関する認識。用具の知識。ルールとマナー等。

●筆記試験

実技適性試験合格者で筆記試験料納入済みの者へ受験票を送付。

試験科目	出題内容
基礎的知識と業務関連	①インストラクター概念、リスク・マネジメント、コミュニケーション技術 ②フリークライミング概論と倫理
専門知識と安全管理	①クライミング技術について ②クライミングギアの知識 ③安全管理とマナー ④ファーストエイドに関する知識 ⑤スポーツ科学（トレーニング理論、故障とケア、栄養学）に関する知識
論文	インストラクターの役割や責務、およびインストラクターの資質について問う

●各実技講習・検定試験（二次試験）申請時提出書類

- ①実技講習・検定試験申込書
- ②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分

●レスキュー技術義務講習

講習科目	講習場所	日数	費用	備考
初動対応、基本技術、引き上げ降ろし、搬送、リスクマネジメントなど	日本国内	2日	¥50,000	講義を重点に実施

※過去にこの講習を修了したものでも、受験中の希望者は再度この講習会を受講することができる。

●講習・検定試験および費用

講習・検定科目	講習場所	日数	費用	備考
人工壁	日本国内	2日	¥50,000	
= 上記科目の合格者はクライミング技術と安全管理を受験できる =				
クライミング技術と安全管理	日本国内	3日	¥60,000	
= 上記科目の合格者はセルフレスキュー技術を受験できる =				
セルフレスキュー技術	日本国内	3日	¥60,000	
= 上記科目の合格者はマルチピッチとワークレスキュー技術を受験できる =				
マルチピッチクライミングとワークレスキュー技術	日本国内	3日	¥60,000	
延べ日数		11日	¥230,000	

●講習・検定試験内容

講習・検定科目	講習・検定内容
人工壁	ボルダリング、トップロープ、リードクライミングの指導、ルートセット、課題設定、ビレイの指導方法、人工壁での安全管理、レスキュー技術など
クライミング技術と安全管理	* 以下①を除いてスポーツクライミング・インストラクターと共通 ①クライミング技術 スポーツで 5.11c~5.12a 程度 トラッドで 5.10a~5.10d 程度
セルフレスキュー技術	①事故発生時の対応 ②基本技術 ③搬送技術 ④引き上げ技術 (2:1、3:1) ⑤降ろし技術 ⑥自己脱出技術 ⑦確保技術 (ローワーダウン等)
マルチピッチクライミングとワークレスキュー技術	トラッドクライミング能力 5.10c~5.11c 程度
	マルチピッチ ①支点の構築 (流動分散と固定分散) ②セルフビレイ ③セカンドのビレイ ④ダブルロープ操作 ⑤確保器具の解放技術 ⑥懸垂下降と仮固定
	レスキュー技術 (マルチピッチでのレスキュー) ①事故発生時の対応 ②基本技術 ③搬送技術 ④引き上げ技術 (2:1、3:1、9:1) ⑤降ろし技術 ⑥自己脱出技術 ⑦ロープ確保 (ローワーダウン等)

机上講義：本会の組織と資格制度について、職業倫理規範と安全管理責任、リスク・マネジメント、確保理論、過去の事故検証等（各項目約1時間、クライミング技術と安全管理およびレスキュー講習時に行う）

●危急時対応技術講習会

講習項目	講習地	日数	講習料	備考
危急時対応技術講習会 2日間	日本国内	2日	¥30,000	

※危急時対応技術講習会の受講資格は、「レスキュー技術義務講習」の受験後とする（合否は問わない）。

危急時対応技術講習会は、インストラクターの安全管理にとって重要な科目であり受講義務になっている。本科目を受験しない場合には認定通知書が発行されないため、予め講習会受講日程をよく把握しておくこと。

※他資格を所持していて、既に危急時対応技術講習会、もしくはファーストエイド講習会を受講している場合はこれを免除する。

●有効年数

書類審査合格後から5年以内に資格を取得する必要がある。

●インストラクター資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続きが完了したものには正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバッジを付与する。

本会に入会しなければインストラクター業務を行うことは出来ない。

●資格更新について

- ・資格は3年間の資格有効期限内に4ポイント以上の資格更新研修を修了することで更新される。
- ・本会会員が既に取得している他の資格は、新たに取得した資格の有効期限と同一の有効期限が付与される

【更新の流れ】

①更新研修申請書＋研修費納入→②更新研修履修→③研修レポート提出→④更新研修修了証発行→⑤4ポイント履修終了→⑥全てのガイド資格証の更新

●検定員・講師の配置

- ・実技適性試験は受験者3名以内に対して1名の検定員を配置する。
- ・講習・検定試験は受験者3名以内に対して1名の検定員を配置する。
- ・ただし、受験者1名の場合は2名の検定員を配置する。
- ・安全管理、評価の公平性を高めるために検定員または必要な人材を増員することができる。
- ・危急時対応技術講習会は別途定める。

●怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

●結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。